

○議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する  
条例

〔 昭和44年2月25日 〕  
〔 条 例 第 3 号 〕

改正 昭和45年2月23日 条例第3号 昭和52年11月17日 条例第6号  
昭和58年4月1日 条例第1号 平成11年3月4日 条例第4号  
平成18年3月27日 条例第1号

（目的）

**第1条** この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務上の災害（負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度を定めることを目的とする。

（他の条例の準用規定）

**第2条** この条例の施行に関し必要な事項は、名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年名寄市条例第54号）を準用するものとする。この場合において「名寄市」とあるのは「名寄地区衛生施設事務組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（規則への委任）

**第3条** この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**（昭和44年2月25日 条例第3号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和45年2月23日 条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年度から適用する。

**附 則**（昭和52年11月17日 条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年度から適用する。

**附 則**（昭和58年4月1日 条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

**附 則**（平成11年3月4日 条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年3月27日 条例第1号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

